

令和元年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月10日）

○出席議員

- 1 番 米 田 利 彦
- 2 番 村 田 茂
- 3 番 川 田 修
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 立 井 武 雄
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	森一美
教育長	丹羽敦子
総務部長	古川和之
産業建設部長	小坂宜弘
特命部長兼危機管理課長	鈴谷一彦
民生部長	原田賢
税務課長	石森典彦
総務課長	松下師一
チャレンジ課長	入口直幸
建設課長	吉崎英雄
産業環境課長	谷本富美代
上下水道課長	富士雅章
福祉課長	藤田弘美
住民課長	佐藤友美
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	吉田正則
議会事務局係長	森吉梢

令和元年松茂町議会第2回定例会会議録

令和元年6月10日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

佐藤 禎 宏 議員

（1）子どもはぐくみ医療費助成制度の拡大について

春藤 康 雄 議員

（1）成年後見制度の取組について

板東 絹 代 議員

（1）男女共同参画推進の取組について

川田 修 議員

（1）松茂町のラスパイレス指数について

日程第2 議案第52号 松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第4号 松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第6号 平成30年度松茂町一般会計補正予算（第6号）

専決第7号 平成30年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第51号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第5 議案第53号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第54号 松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第55号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第56号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第57号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年松茂町議会第2回定例会会議録

第2日目（6月10日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【吉田正則君】　ただいまから令和元年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。

本日は一般質問の日となっております。質問される議員の皆さん、また、答弁される理事者、職員の皆さんには要点を明確に伝えていただきますよう、お願いいたします。

これで私の挨拶とします。

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【佐藤道昭君】　日程第1「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました5番佐藤禎宏議員にお願いします。

佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】　議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、子どもはぐくみ医療費助成制度の拡大についてお尋ねいたしたいと思っております。

子どもはぐくみ医療費の助成は、現在、松茂町では中学校修了までとなっておりますが、それを高校修了後まで（18歳に達する年度末まで）制度を拡大してはどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

県下の市町村の子どもはぐくみ医療費助成制度の状況を見てもみますと、県下の半数以上

の市町村が高校修了時まで（18歳に達する年度末まで）となっております。お子さんを育てている若いお母さんから選挙中に「高校修了時までにしてほしい」とたくさんの方から伺っております。子どもを育てるに当たっては病気やけがはつきものです。医療費を気にせずに行き届いた治療ができるのは、保護者にとって何よりも大きな支援であります。子育て支援の充実と住みよい松茂町に寄与できるものと思いますので、町のお考えをお尋ねいたします。

よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、子どもはぐくみ医療費助成制度の概要について申し上げます。

お子さんが病気やけがで医療機関を受診した場合、健康保険での負担分を除き、未就学の児童で2割、小学生以上では3割を窓口で負担することとなっております。この窓口負担部分について助成しておりますのが子どもはぐくみ医療費助成制度でございます。

県内の自治体の状況としましては、阿南市、阿波市など15市町村が18歳に達する年度末まで、本町を含め徳島市、鳴門市、北島町など9市町が中学校修了までを対象としており、県の助成対象は中学校修了までとなっております。

本町では、平成24年7月に小学校3年生までを小学校6年生までに拡大、平成28年4月に県の制度に上乗せする形で所得制限を廃止、そして、平成29年4月に現在の中学校修了までにと段階的に対象を拡大してまいりました。

さて、子どもはぐくみ医療費助成制度を18歳に達する年度末までに拡大してはどうかというご質問でございます。これまでの本町の各種事業への取り組みにおける考え方としましては、国・県の助成制度ができた場合には歩調を合わせて実施すると、このことを基本としております。

今回ご質問の子どもはぐくみ医療費助成対象者の年齢拡大につきましても、これまでの考え方のもと、県の制度に沿って中学校修了までとさせていただきたいと存じます。

また、本町では、子どもを安心して産み育てることができる基盤づくりを進めるため、これまでもさまざまな子育て支援事業に取り組んでまいりました。地域子育て支援センターの充実や児童クラブでの学習支援、さらに、今年度に松茂児童クラブ、令和2年度に喜来児童クラブを順次増築し施設の充実を図るなど、給付以外の子育てしやすい環境づくりにも重点を置いております。

今後も、本町子育て支援施策にご理解いただきご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、佐藤議員ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 再問をさせていただきたいと思います。

今、原田民生部長がご答弁いただきまして、ありがとうございました。

子どもはぐくみ医療費の助成については、県の助成があれば町も助成して行ってきたという基本方針のもとにやってきたというご答弁であったと思います。

そこで、今度は町長にお尋ねいたしたいと思います。

基本方針については変えられないと思いますが、先ほど、県内の子どもはぐくみ、高校修了まで、18歳に達する年度末までの県下の状況等についても原田部長がご説明ありましたが、県下の半分以上の市町村が、今、高校修了時まで、18歳に到達する年度末まで、いろいろ無料化になっております。ここ四、五年のうちに県下の大半の市町村が高校修了時まで、18歳に達する年度末までの医療費の無料化になると私は思っております。

それで、県内の状況等、また、板野郡の状況等をよく見極めていただいて、引き上げられる時期が来ると思います。そのときには、県の補助なしでも、これは、例外になると思いますが、町長に決断していただけるような時期が来るときには、松茂町も決断していただいて、高校修了時まで、18歳に達する年度末まで医療費を引き上げていただきたいと私は思いますので、町長の、18歳に達する年度末までの医療費無料化、松茂町にとって、お子さんを育てている本当に若いご父兄の方が待ちに待っておると言いましょうか、望んでおりますので、町長の、高校修了時まで、18歳に達する年度末までについてのお考えをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。町長のご答弁をいただいて質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、佐藤議員のご質問に対するご答弁をさせていただきます。

民生部長からただいま答弁申し上げましたとおり、今後も、町といたしましては、これまでの国・県の制度に歩調を合わせて実施するというを基本に事業を進めてまいりたいと考えております。

子どもはぐくみ医療費助成制度については、半数以上の自治体が18歳までを対象とし

ている状況は承知しております。その状況を見てみますと、それぞれの自治体ごとの事情、地理的・社会的な状況があり、その問題解決の方策の1つとして医療費の助成制度など、子育て世帯の経済的な支援施策に取り組んでいるのではないかと推測をしております。本町における子育て支援施策といたしましては、子育てしやすい環境づくりに重点を置いて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 佐藤禎宏議員。

○5番【佐藤禎宏君】 町長、ご答弁ありがとうございます。

県の助成があれば町もあわせて助成するという、今までそういう基本方針でやってきたということで、今後も県の補助があれば町もあわせて補助をするということでやっていきたいという答えだったと思います。

それと、各市町村で高校修了時まで、18歳に達する年度末までの医療費無料化については、各市町村のいろんな事情や背景等々があるとのことでございましたが、私も、そう思います。

先ほど言いましたが、松茂町でお子さんを育てているご父兄や保護者の方は、高校修了時まで、18歳に達する年度末までの医療費無料化については、本当に待ち望んでおるところでございますので、今後、県下の状況等、郡内の状況等をよく状況を見ていただいて、また、そのときにはご一考いただければ幸いですので、お願いと要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました、10番、春藤議員にお願いいたします。

春藤議員。

○10番【春藤康雄君】 失礼します。

議長の許可が出ましたので、通告してございます一般質問に入らせていただきます。

私の質問目といたしまして、成年後見制度の取り組みについてお尋ねをいたします。

認知症や知的障害者などで判断力が不十分な人の財産管理や、また、生活を支援する成年後見をめぐる、親族等にかわって市町村首長が2017年度に利用を申し立てた件数は、人口当たりで比べると都道府県の間で最大約6倍の差があることが厚生労働省から発表がございました。その申し立てが適切に行われていない自治体では、独居の高齢者が消費者被害に遭ったり、また、福祉サービスの利用ができていなかったりするおそれがございます。

す。国は、権利擁護の観点からみて成年後見の利用を促進しておりますが、自治体による取り組みの差が大きく生じております。昨今、成年後見は家庭裁判所に利用を申し立てる親族が多うございますが、身寄りがなかったりしている場合に首長が申し立てることができます。厚生労働省の調査におきまして、全国1,741市区町村につきまして、2017年度の首長の申立件数は7,336件でございます。対象者の内訳としても84%が高齢者であり、また、残りが知的・精神障害者だったのでございます。徳島県内で、今、松茂町の成年後見制度の利用者の件数並びに県内自治体において比較するとどれぐらいの利用件数なのか。また、板野郡内での利用状況について問うておきます。

以上、私の質問は今申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 原田民生部長。

○民生部長【原田 賢君】 春藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方の財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを支援する制度です。親族や市町村長の申し立てにより家庭裁判所が後見人等を選任する仕組みとなっております。

議員ご指摘のように、厚生労働省の調査では、市町村長の申立件数は都道府県によって、現状、差があるようです。その中、徳島県の申し立て件数は人口比にすると多い状況となっております。

徳島県内の市町村長申し立て件数と板野郡内での取り組み、申請状況はどうかとのご質問でございます。

とくしま高齢者・障害者権利擁護ネットワークの実施した調査結果によると、市町村長申し立ての件数は、平成28年度実績で、徳島県全体で57件ありました。このうち、板野郡内では松茂町が2件、北島町1件、藍住町0件、板野町1件、上板町0件でありました。松茂町の2件はともに高齢者でございました。

申し立て件数は年度によってばらつきがあるため一概には言えませんが、松茂町は県内、郡内では人口に比して平均的な件数であると言えます。成年後見制度に関して、板野郡内では各町ほぼ同様の取り組みを行っております。

成年後見に関する相談・申請があった場合、それぞれの状況に応じて親族による申し立ての支援、適切な相談先の紹介、そして、必要な場合は市町村長申し立てを行うこととなります。

松茂町では町長申し立てが必要なケースと判断した場合、高齢者の方は地域包括支援セ

ンターで、障害者の方は福祉課で申し立てを行うほか、本人や親族、施設などからも相談に応じています。また、経済的な支援として生活保護世帯など低所得者の方には成年後見人の報酬助成の制度も設けております。

このほか、行政書士らでつくる「コスモス成年後見サポートセンター」が2カ月に1回、老人福祉センター松鶴苑において成年後見の相談会を実施しており、今月は6月20日、木曜日に予定しております。

国においては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定され、これに基づき、翌年、成年後見利用促進基本計画が閣議決定されました。この基本計画において、今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、市町村にも成年後見制度利用促進への積極的な取り組みを求めています。

高齢化が進む中、成年後見制度は今後さらに必要性が増していくことは間違いありません。本町といたしましては、今後も、住民の方への制度の周知や適切な相談への対応に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますよう、よろしくお願いたします。

以上、春藤議員ご質問への答弁とさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 春藤康雄議員。

○10番【春藤康雄君】 市町村によって全国的に差がございますが、平均値で約6割の大きな開きがあるのは、合理的な理由があるとは思えないし、また、あるかもしれない。自治体で支援すべき人の存在に単に気づいていない可能性も高いし、親族のあるなしにかかわらず調査が必要であるため手間がかかることとは存じますが、職員の必要な、これは、ハードルになっております。うまく活用すれば、虐待防止や生活困窮者の地域で暮らせる共生社会づくりになると思っております。

厚生労働省は、本年度から実施する自治体職員に向けての研修で首長の申し立ての手法を周知する考えがあると伝わってきておりますので、一安心しているところでございます。

私は、成年後見制度では、全国的に後見人が高齢者の預金を勝手に引き出すなどトラブルも相次いでおる昨今、今日、被後見人資産の安全管理の取り扱いや、出入り金等に関する全取り引きについて家庭裁判所の指示書が必要となり、資産管理がここで一安心できたところでございますので、今後、いろいろな問題が取り沙汰されておりますが、弱者救済、また、よろしくお願したいと思えます。どうか、ご理解いただき、ご協力をお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

町長のご意見を最後にお伺いさせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】 吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、ただいまの春藤議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

町の今後の取り組みについてということでお話をさせていただきますが、成年後見人制度につきましては、先ほど民生部長の方から答弁をいたしましたとおり、今後も適切な対応に努めてまいります。

議員ご指摘にもありましたように、自治体が支援の必要性がある人の存在に気づいていないケースも想定され、どのように把握をしていくか、支援につなげていくかということが課題になってこようと思います。

そこで、私も春藤議員と同様の考えでございます。私も、選挙人といたしまして町内を回った時点で、独居老人とか、特にそういうような方のご相談というか、悩み事もお伺いしました。

そこで、私も、町長になった時点で、何かいい方法、策がないかということを考えて、今現在、1人、コーディネーターのような形で相談役を地域に回らせていただくということを実施しております。私の考えの中という部分につきましては、ちょうど平成30年度から新たに生活支援コーディネーターということを置きまして、地域包括支援センターに導入をいたしております。これは、私の考えと国の方も介護の方のサービスの中でこういう補助制度があるということの部分で活用させていただいて、今現在、このような活動しております。その活動の中で、独居高齢者などの実態把握、関係機関との連携を行っており、支援の必要な方にどのような適切な支援機関をつなげていくかということろまで進展をしていきたいと、そのように考えております。

今後も、全ての方が住み慣れた地域でみずからの望む暮らしができる共生社会づくりに努めてまいりたいと考えております。本施策にご理解をいただきご協力を賜りますよう、お願いをいたしまして、春藤議員の質問への答弁とさせていただきます。今後ともよろしく申し上げます。

○議長【佐藤道昭君】 春藤康雄議員。

○10番【春藤康雄君】 すばらしい事業をやっておられるというのが、私も勉強不足でございました。その上に、一安心どころでなく、本当に安心しました。その一言で弱者救済が救われるんです。だから、実践行動、組織制度について、すばらしいと私は感服しておるところでございます。

なお、続けて詳細に見回って職員を網羅してチェックをしていただけたら、なお幸いです。よろしく願いしまして、私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました4番、板東議員にお願いいたします。

板東議員。

○4番【板東絹代君】　　おはようございます。令和になって最初の定例会での一般質問です。身を引き締めて4年間の任期を全うしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は、男女共同参画推進の取り組みについてでございます。

選挙中に多くの方から男女共同参画に関するご意見をいただきまして関心の高さを受けとめました。また、町長の所信表明には、町政の基本指針として、第5次松茂町総合計画と、地方創生の基本計画、松茂町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略があります。その中で、町長は特に4つの施策を推進しております。私は、その中の女性や高齢者が活躍できるまちづくりの施策を展開していくために、そして、ふるさと松茂の発展と温かい明るい未来をつくる上で、男女共同参画を進める必要が大いにあると考えております。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会を形成することと定義されています。性別を理由に不当に排除されてきた分野への参加・促進のため、性差別をなくしさまざまな制度を整備する社会のことで、職業への女性の参加と家庭への男性の参加を促す施策がメインテーマですが、女性への暴力の根絶や男女共同参画による地域社会の活性化など、あらゆる分野が対象になります。

男女共同参画は、生きがいのある社会を目指す上で重要な課題です。男女共同参画社会の実現に向けてお伺いします。

1、男女共同参画プランについて。2、審議会等委員への女性の登用の目標値設定等具体的な取り組みについて。3、男女共同参画の視点を生かす推進体制の取り組みについて。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】　　古川総務部長。

○総務部長【古川和之君】 板東議員のご質問にご答弁を申し上げます。

男女が対等な立場で社会のあらゆる活動に参画し、ともに責任を担う社会を実現するため、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、今月はちょうど20年となります。

板東議員最初のご質問の男女共同参画プランは、この法律に基づきまして男女共同参画計画と定義されておりまして、関係する諸施策を総合的かつ長期的、あるいは計画的に推進するため、国と都道府県には男女共同参画計画の策定を義務づけ、市町村には定めるように努めなければならないと計画策定の努力義務を設けております。平成30年4月1日現在、徳島県内24市町村の男女共同参画計画の策定状況は、8市3町が策定を終えているものの、本町を含めまして13町村は未策定の状況でございます。板野郡内におきましては藍住町だけが策定できております。

松茂町におきましては、これまでも計画策定を念頭に担当職員が国・県の研修に参加するなど情報収集に努めてまいりましたが、策定には至っておりませんでした。

しかし、本町は、現在、議員もおっしゃられますように、主要4施策の中に女性の活躍を位置づけ、関連する施策の取り組みを進めておりますことから、男女共同参画計画の策定に向けて一步踏み出しまして、令和元年度当初予算において関係予算を計上し、策定に向けたスタートを切ったばかりでございます。

現時点では、国の手引きや徳島県、また、県内他市町の計画を参考に、町民や町内事業所の従業員を対象とした意識調査の方法を検討しており、秋ごろには統計学的な知見を踏まえた抽出アンケート調査を実施したいと考えております。その後は、アンケート検査の分析と並行いたしまして、関係団体や学識者からの意見聴取を進め、本町の目指す男女共同参画のあり方を、町民の暮らしに密着した職場、家庭、地域の3分野におきまして取りまとめたいと考えております。

次に、2つ目のご質問であります、審議会等委員への女性登用の数値目標につきましてご質問いただいております。こちらも、男女共同参画計画策定作業の中で検討し取りまとめの中で具体化することとしておりますので、現時点では何も決まっております。策定作業の進捗をお待ちいただきますよう、お願いを申し上げます。

なお、参考に申し上げますと、本町の審議会等に占める女性委員の割合は、平成30年度の調査で36.4%となっております。徳島県内でも良好な実績となっております。

最後に、男女共同参画の推進体制についてご質問をいただいておりますが、こちらも、

事業に着手したばかりで何も確定しておりませんが、計画の策定段階では、町の行政組織だけでなく、広く関係者との連携、意見交換を図りつつ進めていきたいと考えております。

松茂町内には、地域の女性によって組織されました女性の会など女性団体や、また、働く男女がかかわる農業・水産業・商業・工業など職域団体や町内各地域の自治会など、男女共同参画を進める上で連携を図るべき団体・組織が多数ございます。こうした団体とは、調査・検討段階から連携・意見交換をすることにより、計画策定後のスムーズな施策推進につなげていきたいと考えております。

もちろん、板東議員にも女性議員として意見交換していただき、適時、アドバイスをいただければ幸いに存じます。

策定後の推進体制につきましては、町役場を中心に、これら関係諸団体にご協力を求めつつ啓発を進めたいと考えております。

以上のように、板東議員のご質問につきまして、本年度の予算で計上し着手したところでございまして、現時点で十分なお答えをすることはできません。ただ、計画策定を着実に進めてまいりますので、板東議員をはじめ、議員各位におかれましても、男女共同参画の推進についてご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ご答弁は以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○4番【板東絹代君】 再問はありません。しかし、2点まとめたいと思います。

総務部長の今のご答弁ですが、この事業に着手したばかりということで、私が思ったほどの、期待したほどのご答弁もいただけなかったんですが、男女共同参画計画の策定に向けて予算計上してスタートを切ったということは本当に嬉しいことです。やっと法律ができて20年、町が率先して進めてくださらないと前進しないと思うので、本当に予算計上していただけたということはとても嬉しいことです。

それから、2点目。町民や町内事業所の従業員を対象とした意識調査の方法を検討しアンケート調査を実施するということですね。課題解決のための、まずは、第一歩を踏み出したということは、実践的活動へ取り組みを進めていけることだと思います。令和の新しい時代になりました。男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して、町民の方が暮らしやすい松茂町をつくりましょう。今後、進捗状況を見守りながら、私のできる協力はさせていただきたいと思います。頑張ってくださいと期待を込めて後押ししますので、よろしくお願いいたします。

これで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告にありました3番、川田議員にお願いいたします。

川田議員。

○3番【川田　修君】　　議長の許可をいただきましたので、町政に関する一般質問をさせていただきます。

松茂町のラスパイレス指数について質問をさせていただきます。

国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数、2018年4月時点の分ですが、これが総務省から3月末に発表をされました。それによりますと、県内24市町の平均は98.2であり、全国の地方公共団体の平均を1.0下回っております。県内で最も高いのは吉野川市の100.9で徳島市が99.7と続いております。

松茂町はどうかと見てみると、93.7で県内では下から2番目であります。いわゆるブービー賞です。また、板野郡5町の中で最も低い数値であり、松茂町を除く4町の平均は96.4であります。2.7低い数値となっております。

このことの評価は正反対の2つの意見に分かれると思います。1つは、人件費を抑えて節約して財政の健全化に貢献しているという評価であります。しかし、一方では、松茂町はどことも合併しないで単独の町として生きていくということを宣言しているわけですから、優秀な職員を採用していく必要があります。職を求める人の判断基準として、低いこの指数は阻害要因となるおそれがあります。また、職員がモチベーションを維持し、そして、また、高めていくためにも、待遇改善と言うのは必要となってくると思っております。

総務部から提供していただいた資料によると、平成18年度から平成21年までは県内で6位とか11位ぐらいですが、平成22年に14位となって、あと、23年に24位と最下位となって下落して、それ以降は、26年を除いて大体22位から24位というふうな数値となっております。

町の理事者はこのことをどのように受けとめ対処をしていくのか、答弁を求めます。

○議長【佐藤道昭君】　　古川総務部長。

○総務部長【古川和之君】　　川田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ラスパイレス指数につきましては、自治体の職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、その人数構成が国家公務員の人件構成と同一となるよう仮定した上で、月額給料の水準を比較するための理論値として算定されております。給与体系が異なる国と自治体間の月額

給料の比較指標として利用されておりまして、平成14年4月からは、毎年国によって市町村別に公表されております。

松茂町のラスパイレス指数につきましては、公表が始まりました平成14年以降、指数が91.6から97.3の範囲で増減しておりまして、その指数の平均値は94.4という状況でございます。この中には、平成14年に97.3、15年に97.2、20年に96.1、26年に95.6と比較的高い年もございましたが、議員ご指摘のとおり、平成30年の指標は93.7であり、県内でも下から2番目となっております。

川田議員からは、平成23年度以降のラスパイレス指数の低下について、それをどう受けとめるのかというご質問をいただきましたが、現在の指数の状況は、議員のご指摘のとおり、平成23年に前年から3.6ポイント下がり92.0となった影響が続いております。これは、冒頭に申し上げましたように、ラスパイレス指数が職員構成を学歴別、経験年数別に区分しまして算出する理論値のため、松茂町のような小規模自治体では、各区分に該当する職員数が少なく、一部職員の昇給昇格や退職、あるいは休職といった個別事情が全体の指数を大きく変動させる要因となるためでございます。例えば、学歴区分、高卒の幹部職員が昇格すると指数は上がり、退職すると下がるなどといった事例があり、決して毎年の指数の増減が職員全体の給与水準と連動しているわけではございません。現在の本町の指数は、個別事情が重なりましていささか低く出過ぎているものと判断をしております。

次に、今後の対処法でございますが、議員ご指摘のように、低すぎるラスパイレス指数は、職員のモチベーションや人材確保の面で問題がございます。就職活動の学生などにマイナスのイメージとして伝わっている可能性もございます。

しかしながら、本町といたしましては、他の多くの町村にはない参事・部長職を設けるなど職責の重さに応じた給与を支給する体制を整えておりまして、生涯賃金を考えた場合は決して低すぎることはないと考えております。今すぐにラスパイレス指数のみを基準として職員の処遇を改善する考えはございません。

これは、人件費は中長期的な固定費でございまして、安易な処遇改善は財政面で禍根を残すこととなるためでございます。むしろ、中長期的には人事評価制度を軸に据えた人事運用を行いまして、給与総額を抑制しつつ優秀な職員に報いるメリハリのある処遇改善が必要であると考えております。

また、こうした取り組みを継続することによりまして、将来的に松茂町役場が魅力的な職場として広く認知されていくものと考えております。

以上、川田議員へのご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○3番【川田 修君】 ご答弁ありがとうございました。

今の答弁の中で、人数が少ない、母数が少ないから変動幅が大きいということですが、確かにそれはあると思うんですが、ラスパイレス指数の計算式、部長は当然ご存じと思いますが、これ、単純平均じゃなくて荷重平均になっておりますので、そこら辺はかなり、指数として使う価値のある数字となっておるんでないかと思っております。

そして、ラスパイレス指数だけじゃなくて、本当にモチベーションを高めるためのやりがいや町の制度としてやっていく、参事職・部長職をつくり職員としてやりがいのある制度を構築していくというような、人事評価の制度もきちんとやっていくということでございますので、それは、期待したいと思います。

そして、その中で、私は、これは、直接質問とは関係ないかもわからないのですが、第5次総合計画、町の最上位計画として位置づけられておる行財政の運営の基本となる地方自治体の計画でございますけれども、この中で、あと1年ちょっとで前半5年の計画が終わります。それで、この間、質問の前に見てみたんですが、27ページに平成32年度に人口動態として1万5,100人という数値を上げられております。現実の数値とほぼ一致しておるということで、この計画を立てた時点で担当された方はいい見識を持つったんだなと思います。ですから、町民2,000人アンケートをして課題の上げられております防災施設、防犯体制、路線バス、商業振興、雇用対策といったこと、これを、優秀な職員を順次採用して、町の計画、町民の生活が豊かになるような施策を次々と打って行ってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時50分小休

午前11時00分再開

○議長【佐藤道昭君】 それでは、小休前に引き続き、再開いたします。

日程第2、議案第52号「松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結について」を議

題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 それでは、議案第52号についてご説明させていただきます。議案書の68ページをお開きください。

議案第52号、松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した松茂町役場立体駐車場整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

1、契約の目的、松茂町役場立体駐車場整備工事。1、契約の方法、指名競争入札。1、契約の金額、2億7,324万円。1、契約の相手方、徳島県板野郡松茂町長原136番地、兼子建設株式会社、代表取締役、吉崎高市というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するべく、町内建設業者6社を指名いたしました。指名いたしました業者を順不同にて申し上げます。

兼子建設株式会社、株式会社多田組、大東興業株式会社、徳建産業有限会社、株式会社パルトゥー、株式会社木内組でございます。この6社により5月24日に入札を執行いたしましたところ、兼子建設株式会社が落札し、同社とは5月30日に仮契約を締結しております。

この工事の設計金額は消費税込みの額で2億8,533万6,000円。落札額が同じく消費税込みの額で2億7,324万円でございますので、請負比率は95.76%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは、株式会社阿波設計事務所四国支店でございます。

次に、工事の概要を申し上げます。

役場立体駐車場につきましては、地震による津波や河川氾濫による浸水があった際に役場公用車等を避難させ、その後の復興の際に役場業務に支障が生じないように、整備工事を行うものです。

工事箇所は、役場東側駐車場の中でも北側部分の敷地に、建築面積が約830㎡、鉄骨造り2階建ての自走式立体駐車場を整備し、1階に30台、2階に25台、屋上に27台、計82台の駐車スペースを確保いたします。

立体駐車場の各フロアの高さは、回り階段のように北側が低く南側が高くなっておりま
すことから、2階フロアの高さは、北側の低いところで約4 m、南側で約5.5 m、屋上
の高さは、北側で約7 m、南側、一番高いところで約9.5 mとなっております。

南海トラフ巨大地震による津波発生時の役場付近の浸水深は基準水位で約2.6 mであ
りますことから、2階と屋上に駐車した車両52台については津波や河川氾濫から避難で
きるものと考えております。

なお、日常の利便性と浸水時の連絡通路を確保する観点から、立体駐車場の2階と役場
の2階を連絡する渡り廊下を設けることとしております。

この後想定される工程でございますが、契約後、速やかに準備にかかり、7月半ばごろ
から令和2年3月まで工事を行っていきたいと考えております。工事期間中は役場東側駐
車場が使用できませんことから、町民の皆様をはじめ、議員各位には大変ご不便をおかけ
するとは存じますが、諸事ご理解をいただきご協力くださいますよう、お願い申し上げま
す。

以上、議案第52号、松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結についてご説明を申
上げました。ご審議、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 担当職員の詳細説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

森谷議員。

○6番【森谷 靖君】 参考までにお聞かせください。

阿波設計事務所に支払ったコンサルタント料というのは幾らぐらいですか。

○議長【佐藤道昭君】 松下総務課長。

○総務課長【松下師一君】 大変基本的な数字をお尋ねのところ、恥ずかしながら、持
ち合わせておりません。後ほど、述べさせていただければと思います。申しわけございま
せん。

○議長【佐藤道昭君】 それでは、後日、またお答えください。

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようなので、これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 これから採決いたします。

議案第52号「松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結について」は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「松茂町役場立体駐車場整備工事請負契約締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第9、議案第57号「令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第1号)」まで、承認1件と議案6件を一括して議題といたします。

以上、承認1件と議案6件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようなので、これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤道昭君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認1件と議案6件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件と議案6件についてはそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時08分小休

午前 11 時 10 分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【吉田正則君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会に付託する議案は、

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 4 号 松茂町税条例等の一部を改正する条例

専決第 5 号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6 号 平成 30 年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

議案第 51 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う
徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第 53 号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正す
る条例

議案第 56 号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上でございます。

産業建設常任委員会に付託する議案は、

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 6 号 平成 30 年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

専決第 7 号 平成 30 年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 56 号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

以上でございます。

教育民生常任委員会に付託する議案は、

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 6 号 平成 30 年度松茂町一般会計補正予算（第 6 号）（所管分）

議案第 54 号 松茂町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 55 号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 56 号 令和元年度松茂町一般会計補正予算（第 1 号）（所管分）

議案第57号 令和元年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、承認1件及び議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【吉田正則君】 失礼します。議案付託表の裏面をご覧ください。各常任委員会の日程でございます。

教育民生常任委員会、6月12日、水曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、6月12日、水曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、6月12日、水曜日、午後3時から。

広報常任委員会、6月12日、水曜日、午後4時からの開催となっております。よろしくよろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、先ほどの森谷議員の質問に対する答弁を松下総務課長、お願いします。

○総務課長【松下師一君】 先ほどの森谷議員の質問に関する答弁の資料が用意できましたので、ご説明申し上げます。

役場立体駐車場の設計につきましては、基本設計と実施設計を合わせまして消費税込みの額で1,566万円を契約しております。相手先は、先ほど申しました阿波設計事務所四国支店でございます。

以上です。

○6番【森谷 靖君】 ありがとうございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月11日から6月17日までの7日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日6月11日から6月17日までの7日間は、休会と決定しました。

次回は、6月18日、午前10時から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時15分散会